

厚生労働省発統1208第1号
平成26年12月8日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

厚生労働大臣
塩崎恭久



諮問第76号
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について（諮問）

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第35条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。



諮問の概要

(平成 10 年及び平成 22 年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について)

今回、厚生労働省は、平成 10 年及び平成 22 年国民生活基礎調査（以下、「平成 10 年調査」、「平成 22 年調査」という。）について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 国民生活基礎調査について

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査（世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票）を実施し、中間の年は世帯票及び所得票のみの簡易な調査を実施することとしている。

国民生活基礎調査に係る匿名データは、3 年ごとの大規模年の調査を匿名データ化しており、平成 13 年、16 年、に加え今年 3 月に平成 19 年の提供を開始したところである。

2 平成 10 年調査及び平成 22 年調査の匿名データを作成する理由

本調査の匿名データにおいて、平成 19 年国民生活基礎調査（以下、「平成 19 年調査」という。）の匿名データ作成については、過去に答申（「諮問第 54 号の答申国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」（平成 25 年 9 月 27 日府統委第 125 号））を得ており、データを提供しているところ。この度、平成 10 年調査及び平成 22 年調査についても同様の匿名化手法を用いデータを作成するものである。

3 匿名データの種類

平成 10 年調査及び平成 22 年調査の匿名データでは、平成 19 年調査と同様に、以下の 2 種類の匿名データを作成する。

(1) 匿名データ A（世帯票、健康票）：

人口、社会統計分野での世帯数の推計分析等を中心とした利用を想定

(2) 匿名データ B（世帯票、健康票、所得票及び貯蓄票）：

世帯の所得及び貯蓄に関する分析等を中心とした利用を想定

4 匿名データの作成方法の変更点一覧

(1) 平成 10 年調査の提供

平成 19 年提供データに準じた作成方法により提供する。

ただし、畳数単位、準同居の状況についてトップコーディング、ボトムコーディングを行う。

(2) 平成 22 年調査で追加された調査事項の提供

平成 19 年提供データに準じた作成方法により提供する。

ただし、「同居していない者の人数」、教育の「学校の種類」、健診や人間ドックに関する事項の「医療機関への受診勧奨」、「医療機関への受診状況」、がん検診受診状況の「そ

の他」、「過去2年間の女性がん検診受診状況」を新規項目として追加する。教育の「在卒の状況」については不詳に統合する。

(3) しきい値基準に基づく上限値の変更

家計支出額のトップコーディングを変更する。

(4) その他

こころの状態をそのまま提供に切り替える。

(5) 「諮問第54号の答申国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」（平成25年9月27日府統委第125号）における検討事項への対応については別添8を参照。